



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年11月12日金曜日 第1609号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定医師の所在地の変更.....	1141
指定医師の辞退の届出.....	1141
保安林の指定施業要件の変更予定.....	1141
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	1142
公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）.....	1142
道路の供用開始（県道高知伊予三島線）.....	1144
道路の供用開始（県道内子河辺野村線）.....	1144
道路の区域変更（県道宇和野村線）.....	1144
道路の供用開始（ " ）.....	1144

都市計画の変更（一部変更）案の縦覧（2件）.....	1145
開発行為に関する工事の完了.....	1145

公 告

争議行為の通知の公表.....	1145
-----------------	------

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	1145
-----------------------------	------

任 免 辞 令

森 喜一.....	1145
佐伯 一哉.....	1146

告 示

○愛媛県告示第2268号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。
平成16年11月12日

愛媛県知事 加戸守行

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
長地史晃	町立吉田総合病院	北宇和郡吉田町大字北小路甲217番地	瀬戸町国民健康保険瀬戸診療所	西宇和郡瀬戸町三机乙2587番地	平成16年10月1日
中川秀和	公立周桑病院	西条市壬生川131番地	いしづちやまクリニック	西条市周布921番地	平成16年10月4日

○愛媛県告示第2269号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。
平成16年11月12日

愛媛県知事 加戸守行

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	心臓血管外科・外科	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	山田幸男	今治市喜田村七丁目1番6号	平成16年9月30日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	医療法人繁愛会石川病院	牟礼英生	四国中央市上分町732番地1	平成16年10月8日

○愛媛県告示第2270号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年11月12日

愛媛県知事 加戸守行

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町御荘菊川488の1、488の2、495、496、498から502まで、503の1、503の2、504から509まで、510の1、511の1、512の1、512の2、513

の1、514から516まで、522の1

- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

御荘菊川512の1、516

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定め
ない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め

る標準伐期齢以上のものとする。

工 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第2271号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成16年11月12日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成16年11月12日から11月25日まで

○愛媛県告示第2272号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年11月12日

波止浜港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治市

今治市別宮町一丁目4番地1

代表者 市長 繁信順一

今治市東門町六丁目2番12号

- 2 埋立区域

- (1) 位置

愛媛県今治市小浦町一丁目408番11から同市波止浜赤崎1番1までの地先公有水面

- (2) 区域

次の1点から6点を順次直線で結んだ線並びに6点と1点を結ぶ平成14年の秋分の満潮位(D.L.+4.47メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(国土地理院「小浦」三等三角点、愛媛県今治市大字大浜字大谷戊110番地)は、北緯34度06分47.1397秒、東経132度58分34.0141秒の地点

1点は、基点から真北223度33分59秒748.45メートルの地点

2点は、1点から真北44度21分38秒127.22メートルの地点

3点は、2点から真北290度31分03秒0.49メートルの地点

4点は、3点から真北20度31分03秒3.80メートルの地点

5点は、4点から真北110度31分03秒1.35メートルの地点

6点は、5点から真北20度31分03秒48.04メートルの地点

- (3) 面積

8,667.80平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成15年12月12日 愛媛県指令15港第159号

- 4 しゅん功認可年月日

平成16年11月12日

○愛媛県告示第2273号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、上島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年11月12日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

- 2 埋立区域

- (1) 位置

ア Aヶ所

越智郡上島町弓削沢津68番地先から同46番地先までの公有水面

イ Bヶ所

越智郡上島町弓削沢津42番地先から同弓削久司浦1121番2地先までの公有水面

- (2) 区域

ア Aヶ所

次の1点から10点までを順次直線で結んだ線並びに10点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+1.85メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点A(越智郡上島町弓削沢津58番地先に設置された金属鉄)は、北緯34度17分02秒、東経133度12分52秒の地点

1点は、基点から真北356度52分6.83メートルの地点

2点は、1点から真北78度25分1.68メートルの地点

3点は、2点から真北78度29分0.75メートルの地点

4点は、3点から真北78度25分4.45メートルの地点

5点は、4点から真北81度24分10.32メートルの地点

6点は、5点から真北85度10分7.09メートルの地点

7 点は、6 点から真北85度12分0.52メートルの地点
 8 点は、7 点から真北85度10分3.76メートルの地点
 9 点は、8 点から真北90度03分11.28メートルの地点
 10点は、9 点から真北91度03分56.74メートルの地点

イ Bヶ所

次の1点から74点までを順次直線で結んだ線並びに74点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+1.85メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点B（越智郡上島町弓削沢津32番地先に設置された金属錕）は、北緯34度17分02秒、東経133度12分58秒の地点

1 点は、基点から真北07度02分8.80メートルの地点
 2 点は、1 点から真北83度31分5.47メートルの地点
 3 点は、2 点から真北82度57分1.11メートルの地点
 4 点は、3 点から真北81度17分18.58メートルの地点
 5 点は、4 点から真北78度00分5.56メートルの地点
 6 点は、5 点から真北78度00分14.13メートルの地点
 7 点は、6 点から真北75度30分9.57メートルの地点
 8 点は、7 点から真北74度40分24.29メートルの地点
 9 点は、8 点から真北344度39分2.00メートルの地点
 10点は、9 点から真北74度41分4.50メートルの地点
 11点は、10点から真北164度40分2.00メートルの地点
 12点は、11点から真北74度41分1.50メートルの地点
 13点は、12点から真北74度39分2.33メートルの地点
 14点は、13点から真北74度35分0.70メートルの地点
 15点は、14点から真北74度38分11.76メートルの地点
 16点は、15点から真北71度26分9.48メートルの地点
 17点は、16点から真北65度49分9.47メートルの地点
 18点は、17点から真北60度43分7.57メートルの地点
 19点は、18点から真北56度32分6.62メートルの地点
 20点は、19点から真北53度35分4.73メートルの地点
 21点は、20点から真北51度10分3.36メートルの地点
 22点は、21点から真北47度48分7.99メートルの地点
 23点は、22点から真北43度11分7.57メートルの地点
 24点は、23点から真北38度11分9.46メートルの地点
 25点は、24点から真北32度30分9.46メートルの地点
 26点は、25点から真北27度41分6.73メートルの地点
 27点は、26点から真北27度26分7.22メートルの地点
 28点は、27点から真北30度43分6.29メートルの地点
 29点は、28点から真北34度49分10.49メートルの地点
 30点は、29点から真北39度55分10.49メートルの地点
 31点は、30点から真北45度05分10.75メートルの地点

32点は、31点から真北50度11分10.22メートルの地点
 33点は、32点から真北55度14分10.49メートルの地点
 34点は、33点から真北60度20分10.49メートルの地点
 35点は、34点から真北64度25分6.29メートルの地点
 36点は、35点から真北67度50分7.76メートルの地点
 37点は、36点から真北69度44分46.02メートルの地点
 38点は、37点から真北339度43分1.50メートルの地点
 39点は、38点から真北69度48分0.59メートルの地点
 40点は、39点から真北69度43分8.31メートルの地点
 41点は、40点から真北159度42分1.50メートルの地点
 42点は、41点から真北66度49分11.13メートルの地点
 43点は、42点から真北61度25分9.52メートルの地点
 44点は、43点から真北56度26分9.52メートルの地点
 45点は、44点から真北51度40分8.70メートルの地点
 46点は、45点から真北46度41分10.32メートルの地点
 47点は、46点から真北41度29分9.52メートルの地点
 48点は、47点から真北36度30分9.52メートルの地点
 49点は、48点から真北31度31分9.49メートルの地点
 50点は、49点から真北32度08分10.62メートルの地点
 51点は、50点から真北38度19分10.59メートルの地点
 52点は、51点から真北44度30分10.59メートルの地点
 53点は、52点から真北50度40分10.59メートルの地点
 54点は、53点から真北56度47分10.36メートルの地点
 55点は、54点から真北62度02分7.64メートルの地点
 56点は、55点から真北66度06分6.35メートルの地点
 57点は、56点から真北70度07分7.41メートルの地点
 58点は、57点から真北75度22分10.59メートルの地点
 59点は、58点から真北81度33分10.59メートルの地点
 60点は、59点から真北87度35分10.17メートルの地点
 61点は、60点から真北88度39分10.02メートルの地点
 62点は、61点から真北84度53分9.65メートルの地点
 63点は、62点から真北81度12分9.65メートルの地点
 64点は、63点から真北77度31分9.56メートルの地点
 65点は、64点から真北73度50分9.73メートルの地点
 66点は、65点から真北70度08分9.65メートルの地点

67点は、66点から真北66度26分9.65メートルの地点
 68点は、67点から真北62度42分9.85メートルの地点
 69点は、68点から真北61度18分3.60メートルの地点
 70点は、69点から真北 331 度18分1.50メートルの地
 点
 71点は、70点から真北61度12分6.19メートルの地点
 72点は、71点から真北61度15分2.71メートルの地点
 73点は、72点から真北 151 度00分1.50メートルの地

点
 74点は、73点から真北60度16分9.13メートルの地点
 (3) 面積
 4,904.11平方メートル
 3 埋立ての免許の年月日及び番号
 平成6年3月28日 愛媛県指令河第241号
 4 しゅん功認可年月日
 平成16年11月12日

○愛媛県告示第2274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成16年11月12日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	高知伊予三島線	新居浜市別子山字瓜生野乙638番6	平成16年11月12日

○愛媛県告示第2275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成16年11月12日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	内子河辺野村線	西予市野村町惣川1923番2から 同町惣川1918番2まで	平成16年11月12日

○愛媛県告示第2276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成16年11月12日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	宇和野村線	西予市野村町鎌田499番6から 同町鎌田729番地先まで	旧	メートル 5.0~17.0	キロメートル 0.331	
			新	10.8~22.0	0.324	

○愛媛県告示第2277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成16年11月12日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宇和野村線	西予市野村町鎌田499番6から 同町鎌田729番地先まで	平成16年11月12日

○愛媛県告示第2278号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び四国中央市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成16年11月12日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称
伊予三島都市計画道路
3・4・1 三島枝村線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 四国中央市中之庄町頭王の一部
 - (2) 削除する部分 なし

に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び四国中央市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成16年11月12日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称
伊予三島都市計画道路
3・5・9 三島中央線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分 四国中央市具定町倉ノ内、中之庄町浦夫、浜之前、汐汲道、頭王、宮ノ上及び宮ノ西並びに中曾根町生吉の各一部
 - (2) 削除する部分 具定町倉之内並びに中之庄町浜之前及び汐汲道の各一部

○愛媛県告示第2279号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定

○愛媛県告示第2280号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年11月12日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
15八局大土（開）第730 3号の4 平成16年11月5日	大洲市東大洲1600番、1601番、1602番及び1603番	大洲市東大洲198番地 愛媛たいき農業協同組合 代表理事組合長 山本 薫

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般労働組合愛媛地方本部執行委員長藤波武男から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成16年11月5日あったので公表する。

平成16年11月12日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 事件 平成16年度年末一時金・その他
- 2 日時 平成16年11月16日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人 創精会	松山市美沢1丁目10の38
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
医療法人 清和会和ホスピタル分会	北条市柳原739
財団法人 真光会	松山市南高井1491
医療法人 北辰会まなべ病院	西条市氷見丙477
財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13の47
医療法人 十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町1の1の28

八幡浜医師会立双岩病院 社団法人 八幡浜医師会	八幡浜市若山4番耕地163 八幡浜市広瀬1丁目7の17
----------------------------	--------------------------------

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による直接請求（愛媛県議会議員西条市選挙区の議員の解職請求に限る。）の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成16年11月12日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

選 挙 区	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数
西 条 市	93,900	31,300

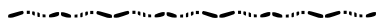
任 免 辞 令

○任免辞令

10月16日

愛媛県技術吏員 森 喜 一

死亡



○任免辞令

10月31日

愛媛県技術吏員 佐 伯 一 哉

願により本職を免ずる